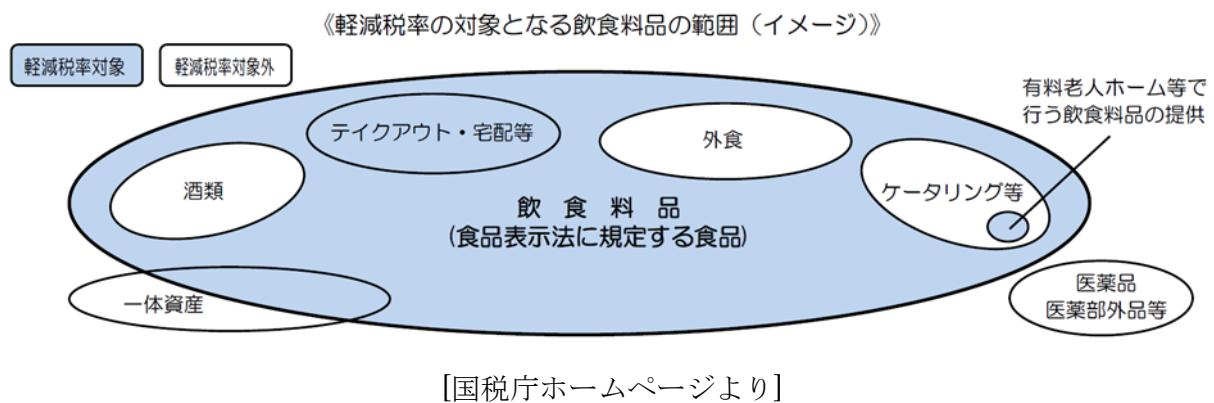


消費税の軽減税率制度

軽減税率とは、低所得者に配慮する観点から『特定品目において標準税率に比べ課税率を低く設定する税率』をいいます。この制度は、消費税10%へ引き上げと同時に平成31年10月1日以降に実施される予定です。

対象品目は？

- ① 飲食料品（お酒や外食サービスは除く）
- ② 週2回以上発行される新聞（定期購読のものに限る）



影響は？

食品類の贈答、接客等の飲食も対象となるため、全ての事業者に関係してきます。

仕入、販売においても標準税率（10%）と軽減税率（8%）を分けて記帳しなければならないため、複数税率対応レジの導入や改修、インターネット販売等を行っている場合はシステムの改修、受発注システムの改修等が必要となってきます。これらの導入・改修が必要な場合には補助金制度があり、補助を受けられるケースがあります。

補助金申請の対象期間は、平成28年3月29日から平成30年1月31日となっています。レジの導入・改修については、レジの導入・改修後に申請が必要となります。また、システムの改修についてはシステム改修・入替前に申請し、交付決定を受けてから着手するものについてが補助の対象になり、交付決定前に着手したものは対象となりません。ただし、パッケージ製品の購入など事後報告でいいという場合もあります。

請求書も税率を区分して計算しなければならず、どれが軽減税率の対象になっているのか明示する必要が出てくるなど、様々な部分に影響が出てくるので事前に情報収集や対策の検討等の準備が大切になります。